いたくら社協だより

ITAKURA 安心して暮らせるまちづくり

No.126 2024.5

デイサービスセンターでの様子をご紹介します

社会福祉協議会（社協）とは？

地域の中で助けを必要としているかたや、困りごとがあるかたなど、さまざまな課題を抱えている人がいます。社協は、そういう人たちの問題を解決し、地域全体をより良くするため、住民や社会福祉法人、行政などと協力して、「安心して暮らせるまち」を目指し活動を行っています。

板倉町社会福祉協議会
ホームページ

☆もくじ☆

○基本方針・実施計画・予算……P２・３
○デイサービスセンター／えがお……P４・５
○支援センター・障害デイ……P６
○思いやり福祉サービスについて……P７
○お知らせ/掲示板……P８

令和６年度　社会福祉法人板倉町社会福祉協議会事業計画

基本方針

近年、少子高齢化や人口減少など、地域における支え合いの機能が脆弱化し価値観の多様化等複合的なニーズがあり、またコロナ禍や災害等による物価高騰など生活を大きく圧迫し生活困窮者への支援が求められています。

こうした社会情勢のもと**「地域共生社会」**に向けて、制度・分野ごとの縦割りや、支え手・受け手という関係を超えて、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり、他機関協働による総合的な相談体制づくり等、地域福祉を軸とした国の施策の方向性が示されています。

本会は、地域における様々な生活・福祉課題を的確に捉え、地域住民・ボランティア・福祉関係団体・行政機関等と連携し、板倉町と一体的に策定した「板倉町地域福祉計画・地域福祉活動計画」の基本理念である『**だれもが　ともに支え合う　安心して暮らせるまち　いたくら**』の実現に向け、地域福祉事業のほか、介護保険事業・指定管理事業などの福祉関連事業に取り組みます。さらに本町の地域性や時代にあった事業への新しい取り組みを行い、社協は福祉活動の拠点として地域の皆さんと共に**「考動」「チャレンジ」**することを基本方針とします。

実施計画

１．法人運営事業の推進

（１）本会の事業目的達成及び福祉課題解決のための理事会、評議員会の開催
（２）健全な包括的な運営のため、実効性のある監査会の実施
（３）理事・監事・評議員・職員の先進地視察研修の実施
（４）職員の資質向上と意識改革を目的とした計画的な研修やストレスチェック制度の継続
（５）職員の業務改善、意欲、能力向上に資する人事評価のため「業務目標及び評価制度」の継続
（６）改正労働基準法を遵守した適正就業の実施継続
（７）自主財源（会費、寄付金、共同募金配分金）の確保による事業の充実
公費財源（補助金、委託金）の安定確保による事業充実や施設のサービス向上
（８）関係機関・団体等との連携、協力体制の確立

２．社会福祉活動の啓発宣伝

（１）社協だよりの発行（年４回）とホームページの随時更新及び各種宣伝チラシ等を配布し地域福祉に関する情報提供に努める。
住民や企業等（会員）への社協活動の周知及び各事業への理解と協力を得るため、最新の情報発信に努める。
（２）「いたくら福祉まつり」の開催
時代の変化に伴う福祉環境への理解を深めるとともに、地域住民の参加促進に努める。（町と共催）

３．社会福祉の拡大と助長

（１）低所得者対策
①生活困窮者自立支援制度への対応
生活困窮者自立支援事業の周知、情報提供、相談支援から就労支援まで、関係機関・団体との連携により、本人の状況に応じた包括的かつ継続的な支援を行う。
②生活福祉資金貸付事業（県社協）
県社協担当部署と密接に連携し、資金の貸付及び償還指導を行い、民生委員児童委員の相談援助活動の協力を得て、当該世帯の自立を支援する。
③小口生活資金貸付事業（町社協）
低所得世帯において、緊急の出費を要するため困窮している場合に無利子で生活資金を貸し付け、当該世帯の支援指導を行い、生活の安定を図る。
④緊急小口、総合支援資金貸付事業償還支援（県社協）
板倉町における新型コロナウイルス感染症の影響による緊急小口資金等の特例貸付者に対する償還支援を県の指導に従い適性に行う。
（２）高齢者・身体障がい児（者）等福祉の増進
①地域支援事業の実施（コミュニティサロン普及強化、介護予防事業開催）
②介護用品の貸出（車椅子・ベッド）
介護保険制度上でのサービスを利用できない方等へ貸出することにより対象者の自立を助け、支援すると同時に家族の負担軽減に繋げる。また、貸出用品の補修・衛生管理に努める。
③福祉車両の貸出
高齢者及び障がい児（者）等へ福祉車両の貸出しを行い日常生活支援を図るとともに本人や家族の負担軽減に繋げる。
④配食サービス事業の実施
会費や共同募金配分金を財源とし、一人暮らし高齢者及び高齢者世帯へ宅配・安否確認も行う。
⑤見守り事業の強化
町や民生委員児童委員と連携し見守り事業の強化とヤングケアラーなど支える取り組みの支援に努める。
⑥在宅障がい児（者）親子交流事業の実施
クリスマス交流事業を開催し、在宅障がい児（者）及びその保護者の親睦及び情報交換等を行う。
⑦障がい児（者）音訳サービス事業の実施
視覚障がい児（者）等への情報提供を目的に、町広報紙及び社協だより等の音訳ＣＤを貸し出す。
⑧合同手話奉仕員養成講習会の開催（館林市・板倉町・明和町）
聴覚障がい児（者）等に対する理解と認識を深め、手話表現技術を習得し、手話奉仕員を養成することを目的とする。
⑨思いやり福祉サービスの実施
高齢者、障がい児（者）を対象に、会員登録制による在宅福祉サービスを行う。
利用会員のニーズ調査を実施し、目的に応じたサービス提供に努める。
会員増加を目的とした宣伝活動を行い、新たな会員発掘に努める。
協力会員養成講座を開催し、技術・知識の向上に努める。
⑩生活支援体制整備事業の実施（町委託）
生活支援コーディネーターを配置し、地域の中の資源の把握、生活課題の共有を図り、ネットワークを生かしながら地域の互助を高め、協議体及び地域包括支援センターと連携し、住民の生活支援体制整備に努める。
⑪買い物支援の強化
先進地への視察や調査研究を重ね、他機関と連携を図りながら事業の強化に努める。
（３）児童福祉の増進
①板倉町学童保育対策事業管理運営（町委託）
②児童待機者を出さないよう学童クラブ施設の確保と状況把握に努める。
③安心安全な運営を図るため、利用児童数に対応した指導員の人員配置及び確保に努める。
④保護者や学校等関係機関との連携を図るとともに相談業務の充実を図る。
⑤定期的に研修会を開催し、指導員の質の向上及び利用児童虐待防止に努める。
⑥利用児童が安心して過ごせるよう環境整備に努め安全面の充実強化を図る。
⑦消防避難（通報・消火）訓練を年２回実施し、児童の安全管理に努める。
⑧不審者侵入時対応訓練を実施し、児童の安全管理に努める。
⑨感染予防対策を徹底し、利用者の安心安全に努める。
⑩社会福祉協力校への活動協力援助（町内小学校、中学校、高等学校）
（４）福祉人材の育成
社会福祉実習生（学生）等の受け入れに協力
（５）福祉関係団体活動支援
老人クラブ、遺族会、やすらぎ会、心身障がい児者療育父母の会、ボランティア連絡協議会、朗読ボランティア声のリボンの事務及び運営費補助・活動への協力と援助。
（６）ボランティアセンター事業運営の強化
①ボランティア支援事業充実
ボランティア保険への加入、視察研修会開催等の支援に努める。
②ボランティア相談事業強化
ボランティアコーディネーターによる依頼の相談、活動相談及び活動先紹介。
③ボランティア活動情報の提供の充実
社協だよりの掲載、ホームページにより情報提供し町民の理解と協力を図る。
④ボランティア養成事業
各種ボランティア人材育成の強化を図る。
⑤災害ボランティアセンター運営マニュアル及び事業継続計画により、災害時の迅速な対応を図る。
（７）福祉相談事業の充実強化
①総合支援事業を展開し、「なんでも福祉相談」窓口として、「相談員」を配置し、地域のかたの生活や福祉に関する困りごとを受け止め、地域福祉の充実強化に努める。
②群馬県ふくし相談総合支援事業への参加
③認知症総合支援事業「オレンジカフェ社協」を開催し、認知症者そ

の家族が介護専門職への相談や地域住民と交流の場の普及に努める。(町委託)

４．募金運動の推進

（１）赤い羽根共同募金の推進
誰もができるボランティア活動として、「じぶんの町を良くするしくみ」である赤い羽根共同募金運動の推進に協力する。
募金の使途を明確化し、住民や企業への理解と協力を図る。

（２）配分申請調整機能の充実
社会福祉法人、NPO法人、ボランティア団体等への周知に努め、配分調整を図る。

（３）歳末たすけあい運動
歳末たすけあい実行委員会を開催し困窮世帯等への適正配分を実施する。

５．福祉サービス利用支援

（１）苦情解決窓口設置事業
介護保険事業サービスや地域福祉サービス等の苦情に対応するため、設置済みの苦情解決責任者、第三者委員を広く周知して適切なサービスの提供に努める。

（２）日常生活自立支援事業
県社協より委託され、基幹社協として認知症高齢者、知的障がい・精神障がいのあるかたで、判断能力が不十分なかたが地域で自立した生活が送れるよう、生活支援員の協力のもと、福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理、通帳などの書類の保管管理などの支援を行う。

６．指定管理事業

（１）総合老人福祉センター
①受付業務、利用者証の発行等円滑な管理経営に努める。
②職員の研修会の開催や調査研究を行いサービス向上に努める。
③センター内の測定器具及び運動器具を活用し利用者の健康管理並びに健康維持を図る。
④老朽化する施設の維持管理並びに修繕、環境整備を行い、高齢者の憩いの場としての充実を図り、仲間づくりや孤独感の解消に努める。
⑤特別企画を開催し、入館者増を図る。
⑥売店の販売サービスを実施し、利用者の利便性を図る。
⑦ホームページや広報紙等を活用しセンター最新情報の提供に努める。
⑧送迎運行予定表を配布し利用者の増加に努める。
⑨思いやり駐車場を設置し、高齢者や障がい児（者）の利便性を図るとともに思いやり駐車場利用証制度の普及・啓発に努める。
⑩自然災害に備え、館内外整備や避難経路の確認を定期的に実施し、利用者の安全面の強化を図る。
⑪感染予防対策を徹底し、利用者の安心安全に努める。
⑫消防避難訓練を年２回実施し、利用者の安全管理に努める。

（２）デイサービスセンター
①関係機関と連携を図り、新規利用者を確保し安定した経営に努める。
②町内外の皆様に情報提供を行いデイサービスセンターへの関心と理解を得るとともに気軽に見学や相談等ができるよう周知強化に努める。
③地域包括ケアシステム移行に伴い高齢者の自立支援計画の促進に努める。
④定期的にアンケート調査等を実施し利用者及び事業実施の適正化に努める。
⑤利用者へのサービス向上及び職員の質の向上に資する研修の定期的開催に努める。
⑥人員配置基準に沿った職員配置に努める。
⑦災害時の対策の一環とし、備蓄食材の確保及び管理に努める。
⑧自然災害時等に迅速な対応ができる体制整備に努める。
⑨感染症予防対策を徹底し、利用者の安全管理に努める。
⑩消防避難訓練を年２回実施し、利用者の安全管理に努める。

（３）地域活動支援センター
①利用者の日常生活支援を通して、個々の能力や可能性を広げることに努める。
②利用者が住み慣れた地域で安心して日常生活が過ごせるよう関係機関と連携し、個々に適したサービスが提供できるよう努める。
③就労を目指す利用者には、就労支援ワーカーとの連絡調整、実習等の支援を行い就労に結び付くよう支援を行う。
④一般就労者からの相談に対し助言や必要に応じて支援を行う。
⑤施設の維持管理及び修繕整備を行い、利用者が作業しやすい環境整備に努める。
⑥職員研修の実施や研修会へ積極的に参加し、障がいに対する知識の向上を図るとともにサービスを円滑に実施し、より適切に提供できるよう努める。
⑦新規利用者が環境変化に慣れ、通所できるよう支援を行う。
⑧各行事へ参加し事業をPRすることで、地域の方々と交流し、日常生活における障がい者に対する社会的障壁を取り除くことを目的に支援を行う。
⑨利用者の安定した賃金を確保するため、多方面にも目を向け事業の開拓を図る。
⑩「運動教室」を継続し運動習慣を身につけるとともに、定期的な体力測定を行い健康維持管理に努める。
⑪親亡き後を見据えた研修や情報提供に努める。
⑫オレンジカフェ社協に協力し、接客の訓練と地域の方々との交流を図る。
⑬施設内の消毒等感染予防対策を継続する。
⑭消防避難訓練を年２回実施し、利用者の安全管理に努める。

（４）障害者デイサービスセンター
①機能訓練を通して個々の能力にあった支援を行うと同時に身体的健康管理に努める。
②既存の社会資源を有効に活用できるよう促し、より生きがいのある日中活動サービスを提供できるよう努める。
③個々の利用者に適した福祉サービスが提供できるように努め、家族への負担軽減ができるよう支援の充実を図る。
④親亡き後を見据えた研修や情報提供に努める。
⑤施設内の消毒等感染予防対策を継続する。
⑥消防避難訓練を年２回実施し、利用者の安全管理に努める。

７．社協独自事業

小規模多機能施設「えがお」の管理経営
①各関係機関と連携を図り新規利用者を確保し安定した経営に努める。
②地域の皆様に情報提供を行い施設への関心と理解を得るよう努力する。
また、気軽に見学や相談等ができるよう周知強化に努める。
③定期的に職員研修会を開催し、利用者へのサービス向上及び職員の質の向上及び意識改革を図り、利用者の利便性の向上に努める。
④空きベッド等を活用することにより、在宅介護を行う町民の支援に努める。
⑤自然災害時等に迅速な対応ができる体制整備に努める。
⑥年６回の推進会議を開催し、円滑な小規模多機能施設運営を行う。
⑦感染症予防対策を徹底し、利用者の安全管理に努める。
⑧消防避難訓練を年２回実施し、利用者の安全管理に努める。

８．企画・調査研究事業

（１）「地域福祉活動計画」の進捗管理
（２）「成年後見制度利用促進計画」に基づいた調査研究

令和６年度　予算の概要

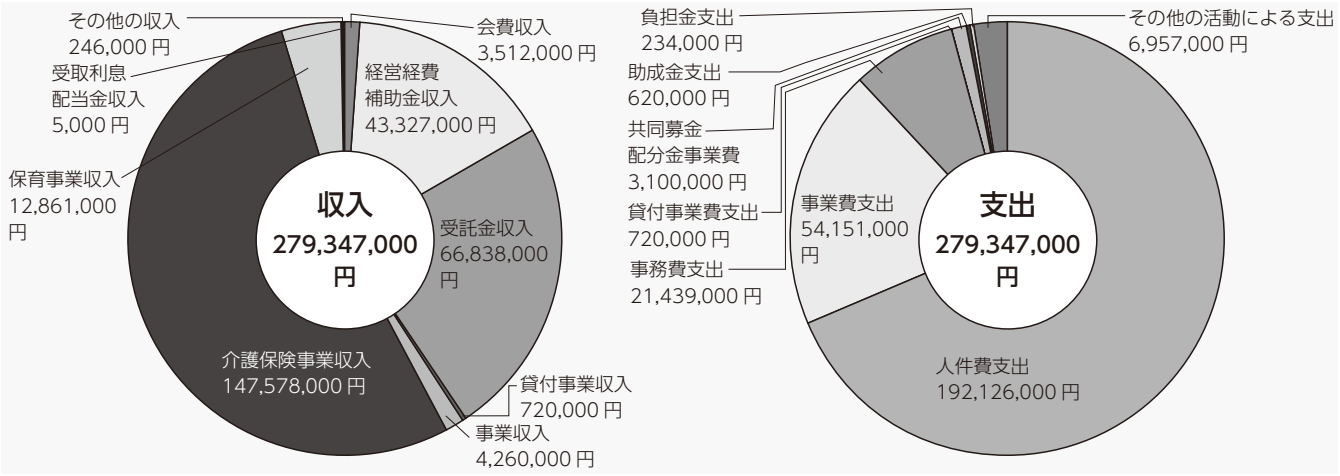

板倉町デイサービスセンター

板倉町デイサービスセンター

デイサービスは、お年寄りにも
ご家族にもうれしい日帰りの介護サービスです。

板倉町デイサービスセンターは、在宅で日常生活に介護が必要な高齢者に通所していただき、入浴や食事、レクリエーション、リハビリ等の介護サービスを提供する施設です。

住み慣れた地域、ご家庭で暮らしながら、日中を有意義に過ごしていただき、孤独感の解消や心身機能の維持向上を図ります。

また介護されるご家族の負担を軽くしたり、ご家庭での介護知識・技術の向上を図ることも、目的としています。

見学受付中です。お気軽にお電話ください。

☎0276－82－3961　担当　岡田・伊藤

デイサービスセンターでの１日

8：45～　お迎え
9：00～　健康チェック
9：30～　入浴
　　リハビリ
11：45～　昼食
　　歯磨き、午睡
13：30～　お茶・談笑
　　レクリエーション
15：00～　おやつ・お茶
16：00～　お帰り

令和６年度年間行事予定

月	内　容	月	内　容
4月	お花見・映画鑑賞	10月	福祉まつり・運動会
5月	端午の節句・菖蒲湯 母の日	11月	おやつバイキング
6月	おやつバイキング	12月	クリスマス会・ゆず湯
7月	七夕	1月	書初め
8月	納涼祭	2月	新年会
9月	おやつツアー	3月	ひなまつり

小規模えがお

小規模多機能型居宅介護とは？

小規模多機能
えがお

“困った”時に
すぐに対応してくれる
スタッフがいます。

住み慣れた自宅で
暮らすことを
サポートします。

365日、
介護の相談が
いつでもできます。

介護が必要な高齢者に対して、「自宅への訪問」、「えがおへの通い」、「えがおへの泊まり」の３つのサービスを同一施設で提供するものです。

３つのサービスを組み合わせることで、要介護度が上がっても「在宅で生活を続けられる」ようにすることが、えがおの目的です。

えがおの登録定員は29人です。１日当たりの通いの定員は、おおむね18人以下、泊まりの定員は、おおむね９人以下となっています。

小規模えがおは、地域の中で、ご自宅を中心にその人らしい「生き方」「暮らし方」を考えていきます。

※見学受付中です。お気軽にお電話下さい。

☎0276－80－4165　担当　青木・小池

令和６年度年間行事予定

月	内　容	月	内　容
４月	さくら花見ドライブ	10 月	福祉まつり
５月	端午の節句 母の日	11 月	運動会
６月	父の日	12 月	クリスマス会
７月	七夕	１月	書初め かるた大会
８月	すいか割り 納涼祭	２月	節分まめまき
９月	敬老の日	３月	ひなまつり
その他、毎月誕生会・お楽しみ湯を実施しています			

地域活動支援センター & 障害者デイサービスセンター

地域活動支援センターは、地域で生活している身体障がい者、精神障がい者、知的障がい者などが利用できる通所施設です。地域で暮らす障がい者の中には、積極的に地域社会とのつながりを持つことが難しく、孤立してしまう人もいます。地域活動支援センターではそのようなかたに対して日中の居場所づくりや生きがいづくり、日常生活での困りごとを相談できる機会の提供などを行い、地域社会との交流を促進する役割を持っています。

障害者デイサービスセンターは、障がいをお持ちのかたの中でも、特に障がいが重く、外出の機会が得にくいかたに通っていただき、様々な活動や人とのふれあいを通じ、楽しく生き生きとした生活を体験していただけることを目的としている施設です。

プランター配置事業　お届けします　町に花　人に愛

作業を通じて働く喜びや地域のかたとの交流の促進を目的に取り組んでいます。町内外の会社や事業所、個人の皆様方にご協力いただき、季節の花をプランターに植えて年に４回配置させていただいております。配置料は、作業収入としてセンター通所者への工賃として支給しています。

現在、新規でご協力いただけるかたを募集しております。

年の途中でもお受けいたしますので、よろしくお願いいたします。

■ **配置回数**　年４回
（１回につきプランター２個配置）

■ **配 置 料**　年間8,000円

■ **お問合せ**　地域活動支援センター
☎82−3950

《令和６年度行事予定》

※支援センターでは日常生活における、日々のストレスや困りごとを緩和し生きがいや、やりがいをもって生活できるようにするため月に１回程度レクリエーション活動を行っています。

4月	お花見
5月	雷電神社参拝
	バーベキュー
	家庭訪問
6月	工場見学
	作業参観
7月	親子体験学習
8月	果物狩り
9月	群作連行事
10月	いたくら福祉まつり
11月	食事会
12月	親子交流事業（クリスマス会）
	しめ縄作り
1月	初詣・書初め
	餅つき
	新年会
2月	ブロック別交流会
	宿泊体験学習
3月	誕生会実施（3ヵ月に1回）

主な活動紹介

～所外活動～
（お花見等）

～屋内活動～
（クリスマス会）

～創作的活動～
（しめ縄作り）

～生産活動～
（菜園耕作）

板倉町思いやり福祉サービス 利用会員・協力会員募集!!

利用会員（サービスが必要な人）

・日常生活において支援を必要とする65歳以上の高齢者のかた。
　ただし、介護保険サービスを利用しているかたは除きます。
・障がい児（者）など日常生活を営むのに支障のあるかた。

協力会員（サービスを提供する人）

・有償ボランティアとなりますので１時間600円の活動手当を支給します。
・週に１日でも、１時間でも無理のない範囲で活動に参加できるかた。
・心身共に健全で、お互いに助け合いの精神で協力してくださるかた。

思いやり福祉サービスってなに？

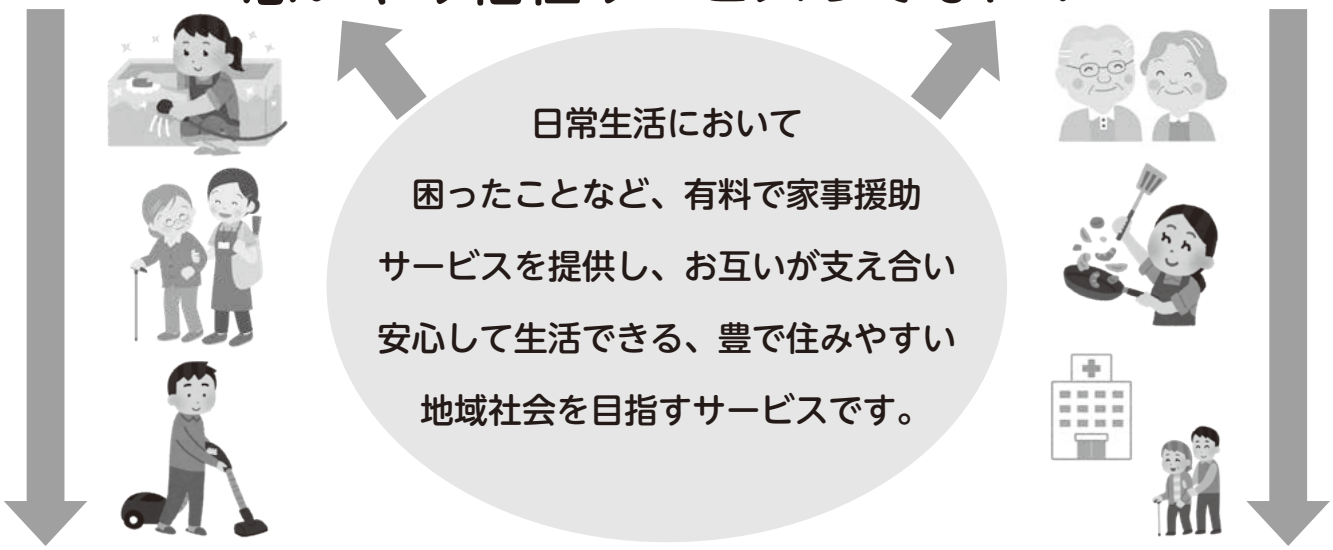

日常生活において
困ったことなど、有料で家事援助
サービスを提供し、お互いが支え合い
安心して生活できる、豊で住みやすい
地域社会を目指すサービスです。

〇サービスの主な内容
　買い物代行、屋内外の簡単な清掃、衣類の洗濯、食事の支度、病院への付き添い
　ゴミ出し、話相手等

〇利用会員の負担額
　１時間500円

〇サービス時間
　月曜日～金曜日
　午前９時～午後５時まで

〇休業日
　土曜日、日曜日、祝日
　12月29日～１月４日

～まずはお気軽にお問合せください～
　板倉町社会福祉協議会（月～金　８：30～17：15）
　電話：0276－82－3900　　地域福祉係

手話で話そう　手話奉仕員養成講習会受講者募集

　手話は耳が不自由な人たちが使う、目で見る言葉、手で語る言葉です。手話で楽しく会話をしてみませんか。

○**入門編**　手話に興味のあるかた
○**基礎編**　入門編を修了し、手話奉仕員を目指すかた（再受講可）
◆**日時**　６月５日（水）～11月27日(水)　毎週水曜日　午後７時～午後９時　※８月14日（水）を除く全25回
◆**場所**　館林市総合福祉センター（館林市苗木町2452－１）
◆**参加費**　無料　※テキスト代（DVD付)3,300円（税込み）は実費負担
◆**対象**　町内在住・在勤のかたで、全日程に参加できるかた
◆**定員**　入門編　25名　基礎編　20名　※いずれも先着順
◆**申込期限**　５月24日（金）
◆**申込み・問合せ**　　板倉町社会福祉協議会　☎82－3900

お知らせ／掲示板

令和６年度能登半島地震災害義援金について

板倉町共同募金委員会では、板倉町社会福祉協議会や町内商店に募金箱を設置し、令和６年度能登半島地震災害義援金を募集いたしました。

皆様のご協力により、総額101,704円の義援金が集まりました。

集まりました義援金は群馬県共同募金会へ送金後、被災地の復興支援に役立たせていただきます。

ご協力、ありがとうございました。

「訂正とお詫び」

No.125（2024，2月）発行のP5、学校募金において、誤りがありました。

正しくは「学校募金　各小中学校及び高校　38，751円」となります。

訂正してお詫び申し上げます。

各種サービスのご案内

福祉車両貸出

車イスのまま乗ることのできる福祉車両の貸出サービスを行っています。

ちょっとしたお出かけやお買物、通院や旅行等の日常生活の利便性を図るとともに、イベント等への参加など、様々な場面でご利用ください。

◆対象者

①身体障がい者手帳を所持し、車イスで日常生活を行うかた

②高齢のため、車イスで日常生活を行うかた

③傷病等で、一時的に車イスで日常生活を行うかた

◆申込書

福祉センター内、またはHPからもダウンロードできます。

◆費　用　燃料代（1㎞10円）

日常生活自立支援事業

福祉サービスの利用の援助、日常的金銭管理サービス、書類等の預りサービスを生活支援員が行います。

◆対象者

認知症性高齢者や知的障がい者、精神障がい者など判断能力が不十分なかた

ベッド・車イス貸出

病気やケガのため、在宅で介護用品を必要とするかたに、無償で貸出します。

◆対象者

①介護保険制度で非該当（自立）と認定されたかた

②介護保険制度の対象外となる身体障がい者のかた

③その他会長が利用を必要と認めるかた

配食サービス

充分な調理及び食事が取れず健康を損ないやすい高齢者

・65歳以上のひとり暮らしのかた

・65歳以上の高齢者のみの世帯

◆費　用　無料

◆お届日　毎月第３木曜日の昼ごろ（変更となる場合があります。）

音訳サービス

町内視覚障がい者への情報提供を目的に、町広報誌の音訳CDの貸出を行います。

◆対象者　視覚障がいをお持ちのかた

◆費　用　無料

◆貸出方法　毎月郵送にて音訳CDを送付いたします。（要返却）

●各種お申込・お問合せ

板倉町社会福祉協議会

☎0276－82－3900

♥あったかい心♥

～奉仕銀行・寄付報告～

【寄付金】

○板倉ライオンズクラブ　様　50，000円

○板倉マジッククラブ　代表　奥澤　洋二様　122，490円

○山中　信人　様　8，528円

【寄付品】

○板倉中学校ＪＲＣ　様　エコキャップ　10kg

みなさまの善意に感謝します

ありがとうございました

発行　社会福祉法人　板倉町社会福祉協議会

〒374-0132　板倉町大字板倉3411-1417
TEL　82-3900　FAX　82-3759
URL　http://www15.wind.ne.jp/~g-itakurashakyo/